

2007年9月14日

社会保障審議会医療部会  
部会長 鴨下 重彦 殿

社会保障審議会医療部会  
委員 堤 健吾

(日本経団連医療改革部会部会長補佐)

『後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子(案)(たたき台)』について

「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」とりまとめにあたり、以下の通り意見を提出いたします。

1. 新たな診療報酬体系の設定にあたっては後期高齢者のみではなく、制度の支え手である現役世代の納得性の観点も踏まえるべきである。そのためには、必要な医療が提供されることを前提に、給付費の増加の抑制が図られるような効果的・効率的な医療提供を促す体系を構築していくべきである。

具体的には以下のような点を加味していくことが必要であると考えます。

- (1) 包括的な支払方式を基本とした体系の構築
- (2) 患者の受診・服薬行動の適正化の観点からの「主治医」機能の明確化
- (3) 在宅医療推進のためのコメディカルの役割強化と適正な評価
- (4) 介護保険との連携強化と療養病床再編の着実な推進を含めた入院医療の適正化

2. また、制度構築に当たっては、以下の観点からICT化への対応を徹底すべきである。

- (1) 円滑な情報共有の促進や非効率性の排除
- (2) 患者にとっての利便性の向上や医療の透明性の確保
- (3) 事務の効率化や医療情報の蓄積・分析を通じた適正な制度運営

以上